

○東京藝術大学ジュニア・アカデミー細則

〔平成29年6月8日  
教授会決定〕

改正 令和4年11月10日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部早期教育リサーチセンター内規第6条第3号の規定に基づき、東京藝術大学ジュニア・アカデミー（以下「アカデミー」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 アカデミーに、アカデミー講師及びその他必要な職員を置くことができる。

2 アカデミー講師は、原則として音楽学部又は演奏芸術センター専任教員が兼務又は本学名誉教授に委嘱するものとする。ただし、必要に応じ、外部の者に委嘱することが出来る。

3 前項ただし書きの者のうち、本学非常勤講師等として勤務経験があり、かつ、客員教授相当の者については、早期教育リサーチセンター運営委員会で審議の上、「アカデミー特別教授」と称することができる。

(校長)

第3条 アカデミーに、アカデミー校長（以下「校長」という。）を置き、音楽学部長が指名する者をもって充てる。

2 校長の任期は3年とする。ただし、校長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長は、アカデミーの業務を統括する。

(庶務)

第4条 アカデミーの庶務は、早期教育リサーチセンターにおいて処理する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるものの他、アカデミーの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年11月10日から施行する。